

令和2年8月7日

## 中間貯蔵・環境安全事業株式会社指名停止措置について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

下記のとおり指名停止措置を行いました。

### 記

1. 指名停止措置業者名及び住所：鹿島建設株式会社  
東京都港区元赤坂1-3-1
2. 指名停止措置期間：1ヵ月 令和2年8月7日～令和2年9月6日
3. 指名停止措置の範囲：中間貯蔵管理センターに係る案件

#### 4. 事実概要

鹿島・東急・飛島特定建設工事共同企業体が環境省より請け負った平成29年度中間貯蔵（大熊1工区）土壌貯蔵施設等工事において、二次下請け業者共進エンジニアリング株式会社が平成31年1月27日に発生した4日以上 の休業を要する労働災害について、令和元年11月14日に至るまで労働基準監督署に対して労働者死傷病報告書を提出していないという事実が認められた。

このことに関し、令和2年7月2日、富岡労働基準監督署は共進エンジニアリング株式会社及び同社社長を労働安全衛生法の疑いで福島地方検察庁いわき支部に書類送検した。また同日、鹿島・東急・飛島JVは、富岡労働基準監督署から労働安全衛生法に基づく是正勧告書を交付された。

#### 5. 指名停止措置理由

上記4は、「指名停止措置要領」別表第2第14号（不正又は不誠実な行為）に該当すると認められる。

「指名停止措置要領」別表第2第14号

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為)	
14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上 9ヵ月以内

以上